

私立高校生の授業料無償化について

【担当省庁】文部科学省

令和 2 年 4 月から開始することとされた、年収 590 万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化について、確実に実施していただきたい。

あわせて、公私間格差なく教育費負担を軽減するため、年収 910 万円未満の世帯に対しても、実質無償化となる約 40 万円まで助成額を拡充していただきたい。

【現状・課題等】

■高校生の授業料無償化

経済的理由により、希望する高校での修学を断念することがないよう、国全体で支えていく必要がある。

公立高校は平成 26 年度に年収 910 万円未満の世帯について無償化されたが、私立高校は就学支援金(11.9 ～ 29.7 万円/年)による支援があるものの、無償化されておらず、全ての高校生が経済的理由で学業を断念することがない社会にはなっていない。

- ①年収 590 万円未満世帯の実質無償化（令和 2 年度）の確実な実施
- ②年収 910 万円未満世帯までの（公立高校と同様）の実質無償化が課題

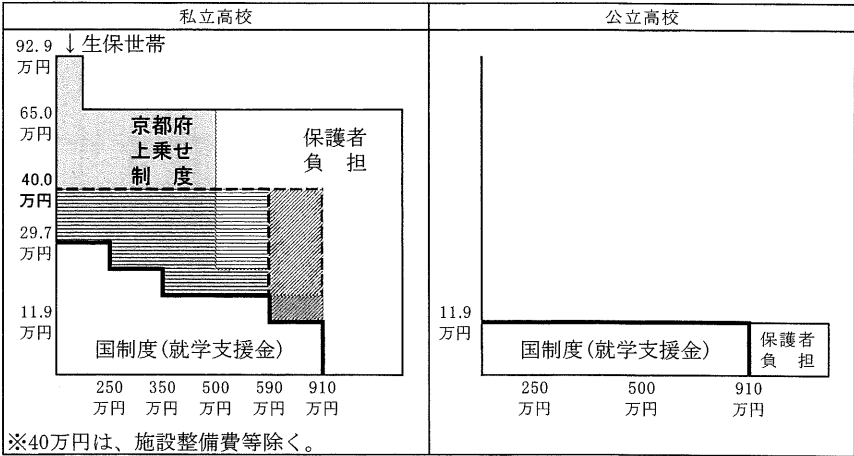
京 都 府 の担当課	文化スポーツ部 文教課(075-414-4516)
---------------	---------------------------

【国の事業等】

■高等学校等就学支援金交付金【文部科学省】(370,894 百万円)

高等学校等の授業料に充てるために、高等学校等支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

■高等学校等就学支援金制度（あんしん修学支援事業 平成 21 年度～）



- 政策パッケージの無償化予定部分
- 年収910万円未満まで実質無償化を求める部分
- 京都府が独自に無償化している部分

■上記制度の効果

- ▶ 経済的理由による中退者率 4.0 %（平成 20 年度）→ 0.7 %（平成 29 年度）
▲ 3.3 %

■京都府の上乗せ制度（あんしん修学支援事業）に要する財政負担規模（実績）

平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
4,187 百万円	4,132 百万円	4,123 百万円	3,980 百万円